

静岡都市計画生産緑地地区の変更（静岡市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 189.7ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を保全し、良好な都市環境の形成を図るため、静岡都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更する。

変 更 理 由

市街化区域内にある農地等の農業生産活動に裏付けられた緑地機能に着目して、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、みどり潤う豊かな都市環境の形成を目指すため、新たに生産緑地地区の指定要件に適合した4か所及び変更による7か所の約0.6haを増とする。

一方、主たる農業従事者の死亡や重大な故障等のやむを得ない理由により指定を解除する47か所及び変更による15か所の約4.7haを減とする。

このことから、増加分と減少分を差し引きした総面積約189.7haについて、本案のとおり変更する。

変更概要書

市町村名	区 域	変更前		変更後		概 要
		一団地 箇所数	面 積	一団地 箇所数	面 積	
静岡市	葵 区	484	約 55.7ha	467	約 53.6ha	
	駿河区	862	約 87.6ha	848	約 86.9ha	
	清水区	472	約 50.5ha	460	約 49.2ha	
	合計	1,818	約 193.8ha	1,775	約 189.7ha	

区 域	新規・変更増			解除・変更減		
	新規 箇所数	変更増 箇所数	面 積	解除 箇所数	変更減 箇所数	面 積
葵 区	1	0	約 0.0ha	18	3	約 2.1ha
駿河区	2	7	約 0.5ha	16	9	約 1.2ha
清水区	1	0	約 0.1ha	13	3	約 1.4ha
合計	4	7	約 0.6ha	47	15	約 4.7ha